

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	(仮称)花巻市人口ビジョン・花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>【目的】 まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少、流出に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定。</p> <p>【内容】 「地方人口ビジョン」 本市人口の現状と将来の姿、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。 「地方版総合戦略」 人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた政策分野ごとの目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す。</p> <p>【区分】 基本構想～基本計画～実施計画</p> <p>【計画期間】 「人口ビジョン」～2060年 「総合戦略」 平成27～31年度</p> <p>【策定根拠】 まち・ひと・しごと創生法第10条</p>	ア 計画		
2	新市建設計画 (計画期間の延長)	<p>【目的】 市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併後の新市の一体感の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るため策定</p> <p>【内容】 新市建設計画の基本方針、これを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備の方針及び財政計画を中心に構成</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成37年度</p> <p>【関係法令】 ・市町村の合併に関する法律第6条第1項 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。 ・東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号。）により、平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあっては、「20年度」とされた。</p>	ア 計画		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
3	花巻市地域防災計画	<p>【目的】 災害対策基本法の規定に基づき、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画</p> <p>【内容】 災害対策上必要な災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興計画に関する事項の見直し</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成27年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 災害対策基本法第42条 ※平成27年3月の岩手県地域防災計画の変更により花巻市地域防災計画を見直しするもの。</p>	ア 計画		
4	花巻市公共交通網形成計画	<p>【目的】 まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画</p> <p>【内容】 ・持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 ・計画の区域 ・計画の目標 ・計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 ・計画の達成状況の評価に関する事項 ・計画の期間 ・立地適正化計画との連携に関する事項 ・その他必要な事項</p> <p>【区分】 基本構想・基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度～（概ね5年）</p> <p>【関係法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により「作成することができる」とされている。</p>	ア 計画		
5	花巻市立地適正化計画	<p>【目的】 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るため策定</p> <p>【内容】 ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針を設定 ・居住誘導区域の設定 ・都市機能誘導区域及び誘導する都市機能増進施設の設定</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度～（概ね20年）</p> <p>【関係法令】 都市再生特別措置法により市町村は住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るため計画を作成することができる。</p>	ア 計画		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
6	第2次健康はなまき21プラン（中間評価・見直し）	<p>【目的】 健康増進計画に基づき、健康づくりのための行動指針として策定したプランの、目標値の見直しや新たな健康課題等の検討</p> <p>【内容】 ・達成度の明確化のため、食事・運動など分野ごとの目標を数値で設定 ・積極的に生活習慣病を予防する「一次予防」に重点をおく ・生涯にわたる健康づくりを推進</p> <p>【区分】 アクションプラン（行動計画）</p> <p>【計画期間】 平成24年度～平成33年度</p> <p>【関係法令】 健康増進法において、同法の基本方針および都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康の保持増進の推進計画の策定を推奨</p>	ア 計画		
7	花巻市生涯学習振興計画	<p>【目的】 平成20年3月に策定した花巻市生涯学習振興計画が平成27年度をもって計画期間が終了することから、次期計画を策定する</p> <p>【内容】 ・総合計画の分野別個別計画とし、同計画の実効性を確保・補完していくため、生涯学習施策の体系及び方向性を示し、生涯学習を具体的に推進していくための取り組みを設定</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度から平成32年度(5年間)</p> <p>【関係法令】 (1)教育基本法第3条(生涯学習の理念) (2)生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第11条(市町村の連携協力体制) (3)社会教育法第3条(国及び地方公共団体の任務)第2項(学習機会の提供と奨励)、第3項(社会教育と学校教育の連携、家庭教育の向上) (4)学校教育法第30条(生涯にわたり学習する基盤を培う)、第31条(第30条の目的達成のため体験活動等の実施にあたっての社会教育(団体)と学校との連携)</p>	ア 計画		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
8	花巻市スポーツ振興計画	<p>【目的】 市民の心身の健全な発達、明るく豊かな生活の形成、活力ある社会の実現等に寄与するため策定</p> <p>【内容】 ・スポーツの推進のための基礎的条件の整備 ・多様なスポーツの機会の確保のための環境整備 ・競技水準の向上 ・スポーツの推進に係る体制の整備 ほか</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28～32年度</p> <p>【関係法令】 スポーツ基本法により、地方公共団体はその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努める。</p>	ア 計画		
9	公立保育所再編指針	<p>【目的】 保育サービスの更なる充実と質の向上を目指し、統廃合や民営化を通じて公立保育所を新たに再編成するための指針</p> <p>【内容】 統廃合や民営化を通じて公立保育所を新たに再編成するための指針</p> <p>【区分】 基本方針</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成31年度</p>	ア 計画		